



国際ロータリー第 2650 地区
2025-26 年度

地区リーダーシップ・プラン

2025 年 2 月 20 日現在

国際ロータリー第 2650 地区
ガバナーエレクト事務所

地区リーダーシップ・プラン

目次

	頁
1. 目的	1
2. ガバナー補佐	1
3. 地区委員会	4
3.1. 地区委員会構成表	4
3.2. 諮問委員会	5
3.3. 地区委員会の役割と責務	5
3.4. 地区委員会の委員長、委員の任命	5
3.5. 特別委員会	8
3.5.1. 戦略計画委員会	7
3.5.2. 指名委員会	8
3.5.2.1. ガバナー指名委員会	8
3.5.2.2. ガバナー補佐指名委員会	8
3.5.2.3. 規定審議会代表議員指名委員会（必要に応じ組閣）	8
3.5.2.4. RI 理事指名委員会の委員指名委員会（必要に応じ組閣）	8
3.5.3. 意義ある業績賞委員会（本年も組閣しない）	8
3.5.4. 危機管理委員会	9
3.5.5. 地区災害対策基金特別委員会	9
3.5.6. ロータリー希望の風奨学金特別委員会	9
3.6. 地区協働任務関連委員会	9
3.6.1. 地区ラーニング委員会（2023.7.1 から呼称変更）	9
3.6.1.1. 地区ラーニングファシリテーター（旧地区研修リーダー）	10
3.6.2. R L I (Rotary Leadership Institute)委員会	11
3.6.3. 規則・手続委員会	11
3.6.4. 財務委員会	11
3.6.5. 会員増強委員会	12
3.6.6. ロータリー情報委員会	12
3.6.7. 公共イメージ委員会	12
3.6.8. 米山奨学委員会	13
3.6.9. 地区ロータリー財団委員会	13
3.6.9.1. 財団資金推進・大口寄付委員会	13
3.6.9.2. ポリオプラス・ロータリーカード委員会	13
3.6.9.3. 財団補助金関係委員会	14
3.6.9.3.1. 地区補助金委員会	14
3.6.9.3.2. グローバル補助金委員会	14
3.6.9.3.3. 財団奨学金・平和フェロシップ委員会	14
3.6.9.4. 財団資金管理委員会	15

3.6.9.5. 地区ロータリー財団監査委員会（2019-20年度廃止）	15
3.6.10. ローターアクト委員会（青少年奉仕部門から独立）	15
3.7. 奉仕活動部門委員会	16
3.7.1. 職業奉仕委員会	16
3.7.2. 社会奉仕委員会	16
3.7.3. 青少年奉仕委員会	17
3.7.4. 国際奉仕委員会	17
3.7.5. 学友委員会	18
3.8 地区プログラム部門委員会	19
3.8.1. インターアクト委員会	19
3.8.3. RYLA委員会（旧青少年育成委員会）	19
3.8.4. 青少年交換委員会	20
4. 地区リーダーシップ・プランの改正	22

国際ロータリー第 2650 地区
2025-26 年度
地区リーダーシップ・プラン

1. 目的

国際ロータリー第 2650 地区は、ロータリー章典 17.030.1~17.030.3 の「地区リーダーシップ・プラン」に準拠して地区リーダーシップ・プラン（DLP）を定め、このプログラムの効果的な活用を図る。

2. ガバナー補佐

(1) ガバナー補佐の任務

ガバナーエレクトにより任命されるガバナー補佐は、担当するクラブのグループが発展するよう意欲を引き出し、支援する。ガバナー補佐には、次のような任務がある。

- a) 各担当クラブを定期的に訪問し、クラブの活動状況、リソース、機会について話し合う。
- b) 目標の設定と達成、課題の解決、対立の解消、地区/RI の運営的要件の順守などにおいて、クラブを支援する。
- c) クラブ委員会と地区委員会との橋渡し役となる。
- d) クラブの現状評価を行い、成功に向けた方策についてクラブリーダーを指導する。
- e) 地区活動と地区委員会へのクラブの参加を奨励する。
- f) ガバナーにクラブの進捗状況を知らせる。
- g) ロータリーの取り組みについて常に最新情報を把握する。
- h) クラブの現状について後任者と情報共有する。

(2) ガバナー補佐の人選における最低基準には以下が含まれる。

- a) 少なくとも 3 年間、地区内のクラブの正会員として会員の義務を果たしていること。
- b) 丸 1 年間、クラブ会長を務めた経験があること、または 6 カ月間、創立会長を務めた経験があること。

(3) ガバナー補佐の人選におけるそのほかの基準として以下を含むべきである。

- a) クラブ、地区、ロータリーに関する知識を有すること（方針やロータリーのオンラインツールに関する知識を含む）。
- b) リーダーシップのスキルと資質（聞く力、コミュニケーション、モチベーション、親しみやすさ、高潔さ、率先力など）を示していること。
- c) 地区行事に定期的に参加していること。

(4) ガバナー補佐の任期

- ・ガバナー補佐は毎年任命され、任期は 1 年とし、合計 3 年間の再任を条件として任命が可能である。（3 年を超えての就任は之を妨げない）
- ・パストガバナーがガバナー補佐を務めないことが推奨されている。

(5) 地区は、ガバナー補佐に提供される資金の支援について決定する責任がある。

（2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号）

(6) ガバナー補佐の人数

RI2650 地区におけるガバナー補佐の人数は 14 名とし、それぞれの担当区域の中より選任されるものとする。

滋賀県	3名
京都北部	1名
京都市域	3名
京都南部	2名
奈良県	2名
福井県	3名

(7) ガバナー補佐の担当区域および担当クラブ

各ガバナー補佐の担当区域および担当クラブを次の通りとする。ただし、Eクラブはガバナー直轄とする。

滋賀県

- 第1グループ 【7RC】 大津・草津・大津西・大津東・高島・大津中央・栗東
- 第2グループ 【7RC】 近江八幡・水口・守山・野洲・びわ湖八幡・湖南・五箇荘能登川
- 第3グループ 【7RC】 長浜・彦根・東近江・長浜東・彦根南・長浜北・八日市南

京都府

- 京都北部 【7RC】 福知山・舞鶴・綾部・宮津・京丹後・舞鶴東・福知山西南
- 京都市域
 - 第1グループ 【7RC】 京都・京都北・京都紫野・京都洛中・京都中・京都紫竹・京都モーニング
 - 第2グループ 【8RC】 京都西・京都西南・京都西北・京都洛西・京都桂川・京都平安
京都嵯峨野・京都さくら
 - 第3グループ 【9RC】 京都南・京都東・京都東山・京都伏見・京都洛北・京都洛南・京都洛東
京都北東・京都朱雀

京都南部

- 第1グループ 【6RC】 宇治・京都市域陽・京都八幡・京都山城・宇治鳳凰・京都田辺
- 第2グループ 【5RC】 京都乙訓・亀岡・京都イブニング・園部・亀岡中央

奈良県

- 第1グループ 【6RC】 奈良・大和郡山・奈良西・奈良大宮・平城京・奈良東
- 第2グループ 【7RC】 橿原・五條・大和高田・桜井・やまと西和・あすか・やまとまほろば

福井県

- 第1グループ 【7RC】 福井・勝山・大野・福井南・福井東・福井フェニックス・福井あじさい
- 第2グループ 【6RC】 鯖江・福井北・三国・丸岡・福井西・福井水仙
- 第3グループ 【5RC】 武生・敦賀・若狭・武生府中・敦賀西

ガバナー直轄 【1RC】 日本ロータリーEクラブ 2650

(8) ガバナー補佐の指名手続および任命

- (a) 地区は毎年、ガバナー任期が始まる前年に、指名委員会手続きによってガバナー補佐を指名し、ガバナーエレクトが任命するものとする。
- (b) ガバナー補佐指名委員会は 7 名で構成し、各府県から必ず 1 名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。
ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクトおよび各府県選出の委員 5 名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。

- (c) ガバナー補佐指名委員会は、ガバナーエレクトの就任後のできるだけ早い時期に開催する。
- (d) クラブは、その担当地域のガバナー補佐が退任する場合は、ガバナー補佐指名委員会に対してガバナー補佐候補者を推薦することができる。ガバナーエレクト事務所は、該当クラブに対してガバナー補佐推薦依頼を、その任期が始まる前年の8月末日までに発信する。
- (e) クラブはそれぞれの理事会の承認を得て、定足数を満たした例会において、3分の2以上の賛成を得て、そのクラブ会員を候補者に推薦できる。
その場合、クラブ会長・幹事の署名した推薦書面および候補者を、ガバナー事務所まで提出しなければならない。
- (f) なお、推薦状締切りは、その任期が始まる前年の9月31日とし、ガバナー事務所に必着とする。クラブからの推薦の有無に拘わらず、地区ガバナー補佐指名委員会においても、それぞれのガバナー補佐候補を推薦できるものとする。

3. 地区委員会

3.1. 地区委員会の構成 ※委員会構成は名称と共に内容も変更される場合があります。

区分	委員会名
	諮問委員会
特別	戦略計画委員会
	地区ガバナー指名委員会
	地区ガバナー補佐指名委員会
	規定審議会代表議員指名委員会
	RI 理事指名委員会
	危機管理委員会
	地区災害対策基金特別委員会
	ロータリー希望の風奨学金特別委員会
地区協働任務	地区ラーニング委員会
	R L I 委員会
	規則・手続委員会
	財務委員会
	会員増強委員会
	ロータリー情報委員会
	公共イメージ委員会
	米山奨学委員会
	地区ロータリー財団委員会
	財団資金推進・大口寄付委員会
	ポリオプラス・ロータリーカード委員会
	地区補助金委員会
	グローバル補助金委員会
	財団奨学金・平和フェロシップ委員会
	財団資金管理委員会
ローターアクト委員会	

区分	委員会名
奉仕活動	職業奉仕委員会
	社会奉仕委員会
	青少年奉仕委員会
	国際奉仕委員会
	学友委員会
地区プログラム	インターアクト委員会
	R Y L A 委員会
	青少年交換委員会

【地区大会関連委員会】

地区大会委員会

地区大会実行委員会

地区大会関連 4 委員会

などは、地区大会実施の際に組織します。

3.2. 諮問委員会

- (1) ガバナーの諮問に応じ、次期ガバナーの指導、拡大、地区大会、援助を必要とするクラブの指導等について答申あるいは助言を行う機関として、RI 第 2650 地区に「諮問委員会」を置く。
- (2) 諮問委員会は地区内クラブの現ロータリークラブ会員であるパストガバナー全員によって構成される。
- (3) 諮問委員はガバナーの委嘱を受け、地区委員会を指導・助言し、担当諮問委員を務めることもある。

3.3. 地区委員会の役割と責務

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負う。ガバナーエレクト、ガバナー、直前地区ガバナーが協力し、指導層の継続性と引継ぎ計画を確実に行うべきである。ガバナーエレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員、委員長を任命し、計画会議を開く責任がある。地区の管理運営機能を受け持つために、本書の 3.1 委員会構成に示す委員会が任命されるものとする。

地区委員会の役割は、それぞれ担当する分野においてクラブと地区を支援し、委員会のメッセージを地区内のロータリアンに伝えること。ガバナー、ガバナー補佐に加え、地区リーダーシップ・プランに含まれているほかの地区委員会と協力してクラブを支援する。

全委員会共通の責務としては以下が求められる。

- ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
- 地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図り、自らも出席する。
- 国際ロータリー、地区、クラブ会員間の情報の橋渡し役となる。
- クラブのリーダー*に支援と指針を提供し、密に協力する。
- 事務局、RI 委員会、地域コーディネーターから受け取った資料や情報を、地区やクラブに渡す。

註釈*：クラブのリーダーとは、会長、幹事、会計、各クラブ委員長、研修リーダー、クラブ事務局常任職員

3.4. 地区委員会の委員長、委員の任命

地区委員会は、ガバナー年度終了と共に解散し、地区委員会委員長・地区委員会副委員長および地区委員会委員は退任する。ガバナーエレクトによって新たに組織されるものである。

以下、地区委員会委員長を「地区委員長」、地区委員会副委員長を「地区副委員長」および地区委員会委員を「地区委員」と称する。

(1) 次期地区委員長の任命手順

a) 選出の手順

- ① ガバナーとして就任する年度のために、ガバナーエレクトが新たに構成し、諮問委員会において了解を得た地区委員会組織に従い、ガバナーエレクトは以下の手順により、次期地区委員長候補を選出する。
- ② ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会については、通常8月初旬、地区委員長が、次期も引続き就任するか否かを、書式によって事前調査する。
- ③ 現地区委員長が引き続き就任するときは、任命の手続を必要としない。
退任して新地区委員長を人選するときには、ガバナーエレクトは現地区委員長と協議して、次期地区委員長候補を指名する。
- ④ 新設または内容を変更する委員会については、ガバナーエレクトが次期地区委員長候補を指名する。

b) 任命手続

- ① 以上の手順によって次期地区委員長候補を決定し、ガバナーエレクトは本人の意向を確認した後、所属クラブ担当の現ガバナー補佐に対して、所属クラブの理事会の承認後、会長と幹事の署名した所定の書式をガバナーエレクト宛てに提出するよう要請する。
- ② 以上の手続は、1月から2月に行われる次期地区チーム研修セミナーの2ヵ月前までに完了しなければならない。(1ヵ月前には地区チーム研修セミナーの開催通知をする必要がある。)

c) 任命

次期地区委員長候補は、資格研修を受講した後、次期地区委員長として、ガバナーエレクトの委嘱状をもって任命する。

d) 禁止事項

以上の役職の人選・推薦にあたっては、RI 役職者の選任に順じ、禁止されている活動を行わないこと。任命に至るまでの期間、妄りに候補者の氏名等を公表しないこと。

(2) 次期地区委員会委員任命手続手続

a) 選出の手順

- ① ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会については、通常8月初旬、地区委員が次期も引続き就任するか否かを、定められた書式によって事前調査する。
- ② 現地区委員が引続き就任するときには、任命手続を必要としない。
退任して新地区委員を人選する場合、ガバナーエレクトは次期地区委員長と協議して、次期地区委員候補を指名する。
- ③ 新設または内容を変更する委員会については、ガバナーエレクトが次期ガバナー補佐、次期地区委員長および次期幹事長が協議して次期地区委員候補を指名する。

b) 任命手続

- ① 以上の手順によって次期地区委員候補の指名を決定して、本人の意向を確認した後、所属クラブが理事会の承認後、会長と幹事の署名した所定の書式をガバナーエレクト宛てに提出するものとする。
- ② 以上の手続は通常2月から3月に行われる地区チーム研修セミナーまでに完了しなければならない。

c) 任命

ガバナーエレクトの委嘱状をもって任命する。

d) 任務

次期地区委員は、当該年度の地区研修・協議会において、次期地区委員長と共に任務を果たされなければならない。

e) その他

- ① 同じ人が何年も続けて地区委員であることは望ましくなく、地区委員長は最長3年とする。
- ② 地区委員はガバナーエレクト指名、地区委員長推薦、クラブ割当枠(クラブ推薦)を決め、全クラブが地区委員を輩出することを原則とする。
- ③ 地区委員会委員数は最小限とし、旅費等の経費を削減するために、Eメールやウェブ会議など無料のICT等を十分に活用し経費を節約する。
- ④ 地区委員会には必ず会計担当者を置き、会計書類はすべて幹事長および会計長が点検する。

(3) 地区委員会委員長・委員推薦に際しての留意事項

a) 地区委員会委員長・委員の再選について

退任後、1期を経ての再選を妨げない。

b) 地区委員長・委員の主な選任基準と資格

- ① 地区委員長は、クラブ会長を全期務めていることを推奨される。また、地区委員もクラブ会長・幹事・

副会長・委員長などを全期務めていることを推奨される。

② 地区委員長および委員の責務を、受諾する意志と能力があること。

③ 将来にわたって、地区リーダー*として有望であること。

④ 地区委員長は任命されるまでに、次の研修を受講しなければならない。

・地区チーム研修セミナー〔研修資格〕

⑤ ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会について、その地区委員長が引続き就任する場合にも、資格研修を受講しなければならない。

⑥ 資格研修に欠席した場合には、補修研修を受講しなければならない。

註釈* : パストガバナー・ガバナー：ガバナーエレクト・ガバナーノミニー・各地区委員・ガバナー補佐・地区事務局常任職員（該当の場合）

c) 資格条件の留意事項

① クラブにおいて、入会后3年以上の会員が就任することを推奨される。

② 現地区委員が、他の次期地区委員会に移籍する場合も上記の手續を要し、ガバナーエレクトの指名によって任命される。

d) 地区委員長の交代

① 地区委員長が、任期中にその任務を遂行できなくなったとき、通常は地区副委員長が代行する。

② その期間が長期に亘るときには、地区副委員長あるいは地区委員の中から、ガバナーが新地区委員長を指名し、「資格研修の補修」を受講後に任命する。

③ ガバナーは地区委員長の解任は任期中であっても次のような事態が生じた場合は解任できる。地区副委員長、および地区委員も同様とする。

・委員会の職務上、重大な支障または過失があった場合

・ロータリー会員身分が終結した場合

(4) 次期地区委員会副委員長及び会計担当者任命手順手續と留意事項

a) 次期地区委員長として任命され、地区委員の定員が任命された時点で、その地区委員長は、地区委員の中から地区副委員長と当該地区委員会の会計担当者を所定の書式によって推薦し、ガバナーエレクトが委嘱状をもって任命する。

b) ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会については、この手續を必要としない。

c) 地区副委員長は地区委員長の代行任務があり、また将来その地区委員長となるべき人材を推薦すべきである。

d) 会計担当者は当該地区委員会の全ての資金を適正に管理し、請求書、領収書、現金出納簿、預金通帳などを保管し、全ての地区委員会資金の出納を帳簿に記載する。そして、年度終わりに当たり、地区会計長に決算報告を全ての帳票類とともに提出し、その監査を受ける。

3.5. 特別地区委員会

3.5.1. 戦略計画委員会

(1) RI 第 2650 地区の指導者の連続性を確実にし、5年に亘る継続的な目標、計画、事業展開を検討するために「戦略計画委員会」を設置する。

(2) 当委員会は直前ガバナー、現ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーの4名を常任委員とし、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とすることができる。

(3)委員会の事務は、ガバナー事務所が行う。

3.5.2. 指名委員会

指名委員会は、役職に応じて最も適格とみなされるロータリアンを指名する。RI 理事会によって特別に免除されない限り、地区は、すべての選挙を指名委員会手続き、郵便投票、地区大会での投票のいずれかの方法で行うことが義務づけられている。

責務

- ロータリーの原則に矛盾しない、厳正で責任ある方法で選出プロセスを実施する。
- 最も適格な人物を探して指名する。
- 候補者がクラブまたはガバナーのどちらから推薦されたかにかかわらず、全てのガバナーノミニー候補者と面接する。ガバナーノミニー候補者との各面接は、ロータリー章典 19.030. の「ガバナーノミニーの選出」に定められた最低条件を満たすべきである。
- 指名委員会のいかなる委員、補欠委員、委員となる候補者も、その指名委員会を選出するいかなる役職にも指名される資格がないことを確認する。

3.5.2.1. ガバナー指名委員会

地区内パストガバナー6名及びガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。指名委員会は、ガバナーノミニーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。

3.5.2.2. ガバナー補佐指名委員会

ガバナー補佐指名委員会は7名で構成し、各府県から必ず1名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。

ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクトおよび各府県選出の委員5名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。

3.5.2.3. 規定審議会代表議員指名委員会（必要に応じ組閣）

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。

3.5.2.4. RI 理事指名委員会の委員指名委員会（必要に応じ組閣）

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。

パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。

3.5.3. 意義ある業績賞委員会（2022-23年度も組閣しない）

地区内におけるロータリーの五大奉仕分野において、顕著な活動を表彰する。原則として対象はクラブとするが、ロータリアン個人を表彰することを妨げるものではない。

責務

- 意義ある業績賞に関する規定を地区関連委員会と協議し整備する。規定に基づき運営・管理する。

3.5.4. 危機管理委員会

地区内の運営、活動(青少年奉仕活動、その他の活動含む)における危機管理を行う。

また、地区内のロータリアンの個人情報の保護などを充分考慮し管理体制を執る。

危機管理とは、不測の事態や影響を最小限に抑えるよう、事前に十分な計画、組織、進行、管理を行っておくことを意味している。地区活動の調整を行う際は、次の3つの基本事項を検討しておくこと。

- ◇ どのような事態が起こりうるか
- ◇ 不測の事態が発生した場合、どのように対処するか
- ◇ 損傷が生じた場合、その賠償金をどのように支払うか
危機的状況が想定される場合は、以下を検討する。
- ◇ その活動または行事を行わない
- ◇ 活動や行事の内容を修正する
- ◇ 危機的状況への対処法を立てる
- ◇ 他団体が参加する場合は、その団体にもリスクを負ってもらうようにする

責務

- 本委員会委員はロータリー活動における危機管理について精通しておく。
- 地区内クラブに対し危機管理についての情報を提供する。

3.5.5. 地区災害対策基金特別委員会

地区内外の甚大な災害に対して、対象となる地区あるいはクラブに対する義捐金の支払い及び金額を決定する。また地区としてそのほかの支援活動が必要な場合は、該当地区委員会と協議し、地区内のクラブに提案する。

責務

- 地区災害基金管理規定を整備し、規定に基づき運営・管理する。
- 地区内外の甚大な災害に対して、対象となる地区あるいはクラブに対する義捐金の支払い及び金額を決定する。
- 地区としてそのほかの支援活動が必要な場合は、該当地区委員会と協議し、地区内のロータリークラブに提案する。
- 本災害対策基金への積立ては、地区各ロータリークラブからの義捐金、あるいは地区外からの義捐金、さらには各年度の決算における剰余金の処分を考慮し、ガバナーの承認を得て基金への積立を行う。

3.5.6. ロータリー希望の風奨学金特別委員会

東日本大震災により災害遺児となった青少年たちに、少しでも学業が継続できるような教育支援(奨学金)を行う。

責務

- ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会の運営・管理情報について熟知しておきタイムリーな支援を行う。
- 希望の風奨学金については地区関連委員会と協議し決定する。その後地区内クラブを通じロータリアンに提案する。

3.6 地区協働任務関連委員会

3.6.1. 地区ラーニング委員会

本委員会は、ガバナー、ガバナーエレクトがクラブと地区のリーダーに研修を行い、地区のラーニングプラン全般を監督するうえで、支援する責務がある。なお、ガバナーエレクトの推薦に基づく地区ラーニングファシ

リテーターが地区ラーニング委員会の委員長を務め、ラーニング委員会の委員はラーニングおよび能力開発、教育、またはファシリテーションの経験を有するロータリアンおよびローターアクターを優先すべきである。地区ラーニング委員会は会合招集者の指示の下、以下の責務を担当する。

責務

- (1) ロータリーの必須ラーニングを含む地区内のラーニングの各会合において、招集者（通常はガバナーまたはガバナーエレクト）に協力する。
 - 次期ロータリー年度にむけて
 - a) 会長エレクト研修セミナー（PETS）
 - b) 地区研修・協議会
 - c) 地区チーム研修セミナー
 - d) ガバナー補佐研修セミナー
 - 現ロータリー年度にむけて
 - a) 地区指導者育成セミナー
 - b) 指導者育成プログラム
 - c) 地区大会
 - d) ローターアクト指導者講習会
 - e) クラブレベルの研修（クラブラーニングファシリテーターへの支援：研修会の計画や推進など）
 - f) 適宜、地区内におけるその他の研修会
- (2) 会合の招集者の指示の下、委員会は以下に挙げる事項の一つもしくはそれ以上に責任を持つ。
 - 1) プログラムの内容（理事会推奨のカリキュラムに準拠）
 - 2) セッションの実施
 - 3) 講演者やその他のボランティア探し
 - 4) 国際協議会ラーニングファシリテーターの準備
 - 5) プログラムの評価
 - 6) 諸準備
 - 7) 対象者への周知
- (3) 地区ラーニング委員会は地区内における地区ロータリー財団セミナー、地区会員増強セミナーにおいて協力する。また、研修に関連した問題を取り組んでもよい。

3.6.1.1. 地区ラーニングファシリテーター

地区ラーニングファシリテーターは、ガバナーエレクトがクラブと地区の次期リーダーに研修を行い、ガバナーが現会員に研修を提供するのを支援する。地区における研修では、ガバナーエレクトが会長エレクト研修セミナー（PETS）、地区研修・協議会、補助金管理セミナー、地区チーム研修セミナーを招集し、ガバナーが地区指導者育成セミナーやその他の研修・リーダーシップ育成プログラムを（必要に応じて）招集する。

責務

- 地区ラーニング委員会の委員長を務め、必要に応じて研修やその他の行事における責務をほかの委員に割り当てる。責務には以下のことが含まれる。
 - 地区で行われる研修を管理する。
 - 研修にかかわるほかの地域リーダーと連絡を取り合う。
 - RI ラーニングファシリテーター、ロータリーコーディネーター（RC）、ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）、ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）、恒久基金／大口寄付アドバイザー（EMGA）など、RI とロータリー財団のリーダーと、研修について相談する。

- 地区ガバナーやガバナーエレクトと協力して以下を行う。
 - 会合の招集者が立案した研修プログラムを実施する。
 - セミナーの研修者を人選する。
 - 最も効果的な研修方法を定める。
- ガバナーエレクトと協力して補助金管理セミナーへの出席を呼びかける。
- 必要に応じて、クラブラーニングファシリテーターを支援する。

資格要件

地区ラーニングファシリテーターは、以下に推奨される最低要件を満たしていること。

- 少なくとも3年間、地区内のクラブの正会員であり、会員としての義務を果たしていること。
- 元地区ガバナー、元地区ガバナー補佐、元地区委員長のいずれかであること。
- 地区が定めた地区研修リーダーの責務を引き受ける意思と能力があること。
- 研修あるいは教育に関連する職業に就いていること。

3.6.2. R L I (Rotary Leadership Institute)委員会

R L I 委員会 (RLI : ロータリー・リーダーシップ研究会) は将来のクラブおよび地区リーダーの育成の一つとして、ファシリテーターの育成を行う。

3.6.3. 規則・手続委員会

地区は、RIの組織規定に関係する指名ならびに選挙、その他の事柄に関してガバナーに助言し、援助するための地区の「規則・手続」委員会を設置するよう奨励されている。この委員会は5名の委員から成り、各々任期をずらして3年任期とし、再任が可能なものとする。委員会の任命は、就任年度の終了時にガバナーが行なう。委員は、RIの組織規定文書および選挙手続に精通しているべきである。

RIの選挙方針および手続に関して、地区内で規則・手続委員会の援助によっても解決できない質問のあるガバナーは、クラブ・地区支援担当職員、または地元地域のRI理事に援助を求めるべきである (2015年1月理事会会合、決定118号)。

3.6.4. 財務委員会

財務委員会は、地区人頭賦課金の額および地区の管理運営に必要な費用を検討し、地区資金を管理する。また、地区の財務状況に関する年次報告書を準備すること。地区会計長は、地区財務委員会の職権上の委員長を務める。

責務

- ガバナーと協力して地区予算を作成し、会長エレクト研修セミナー (PETS) あるいは地区研修・協議会の少なくとも4週間前までにこれをクラブに提出し、次期クラブ会長からの承認を受ける。
- 地区人頭賦課金の額を検討し、推奨額を決める。賦課金はすべて、PETS あるいは地区研修・協議会で次期クラブ会長の少なくとも4分の3、または地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、承認を得なければならない。
- 収支の正確な記録が維持されていることを確認する。
- 地区研修・協議会で提示するために年次財務報告書を作成する。
- 委員1名 (できれば会計長) は、ガバナーとともに、地区資金の銀行口座の署名人となる (資金引き出しには両人の署名が必要となる)。
- 地区ロータリー財団委員長と協力して補助金資金を配分し、報告書の作成に備えて補助金活動の適切な記録や文書を保管する。

3.6.5. 会員増強委員会

会員増強委員会は、ガバナーの指示の下、会員基盤の増強と成長、および地区内における新しいロータリークラブとローターアクトクラブの結成と支援につながる戦略を特定、推進、実施する。

資格

- 委員長は、会員の入会と参加促進の活動に関する知識が豊かで、熱心、また経験が豊富でなければならない。
- ロータリーまたはローターアクトに新会員を勧誘して入会させ、会員増強プログラムの実施において成果を上げ、所属するクラブが会員の多様化を実現しているロータリアンおよびローターアクターを優先すべきである。
- 会員増強関連のクラブ委員長を務めた経験を有する者を考慮すべきである。
- 新クラブの結成と育成に積極的に関与し成功を収めた個人を優先すべきである。
- 地区会員増強委員会が効果的に機能するには、リーダーシップに継続性を持たせる必要がある。そのため、委員会の委員長は3年を任期として任命し、任期については見直しの対象とし、ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによる書面での同意を条件とするものとする。

責務

- クラブ会員増強委員長が入会促進と現会員の参加促進という責務を実行できるよう支援する。
- My ROTARY の入会候補者情報のページで入会候補者の情報を管理する。
- ロータリークラブがない地域とある地域の両方で、新クラブや異なる種類のクラブの結成と支援を援助する。
- 委員会活動の進捗、課題、機会についてロータリーコーディネーターおよび地区ガバナーと定期的に連絡を取る。

3.6.6. ロータリー情報委員会

最新のロータリー情報に精通し、新会員へのロータリー情報を提供し、新会員研修セミナーを計画し実施する。

責務

- ロータリー情報委員会の委員はロータリー情報に精通していること。
- 新会員を対象としてのセミナーでは、ロータリーの基本理念・目的等およびクラブ管理運営について特に教育を行うこと。
- 地区会員増強委員会や関連地区委員会、クラブ情報委員長と連携し新会員教育実施を支援する。
- クラブ、ロータリアンへ最新のロータリー情報の発信に努める。

3.6.7. 公共イメージ委員会

地区公共イメージ委員会は、ロータリーを推進し、ロータリーのプログラムへの理解、評価、支援を促進すべきである。同委員会は、効果的で有利な広報活動や好ましいイメージがロータリーにとって望ましく不可欠な目標であることをロータリアンおよびローターアクターに広く認識してもらうよう推進する。

責務

- 公共イメージを優先させるよう地区内クラブに奨励する。
- 報道機関、地域社会のリーダー、ロータリー・プログラムの受益者に対してロータリーを推進する。
- ロータリーのビジュアルアイデンティティとブランドボイスを推進する。
- 地区ガバナーや他の重要な委員会委員長と連絡を取り、地区のプロジェクトや活動の情報を常に把握しておく。
- ロータリー公共イメージコーディネーターと連携し、協力する。
- RI の公共イメージ資料をクラブに渡す。
- クラブ公共イメージの重要性について個々のクラブに話す機会を得るよう努める。

- 地区のウェブサイトの構築や全般的な管理運営を積極的に行う。
- ポリオに関するロータリーの取り組みの発信とポリオデーで事業開催を依頼する。

資格

- クラブ公共イメージ委員会委員長としての経験を有する者、および報道、公共イメージ、またはマーケティングのスキルを有するロータリアンおよびローターアクターを優先すべきである。
- 委員長だけでなく、できるだけ多くの委員がロータリー公共イメージコーディネーターの実施する研修に適宜出席すべきである

3.6.8. 米山奨学委員会

公益財団法人ロータリー記念奨学会(以下、米山奨学会)の理念と目的について充分クラブを通じてロータリアンに啓蒙し理解を深めるよう努める。また、奨学生との交流を図る事業を計画する。

責務

- 世話クラブ・カウンセラー制度をクラブに充分紹介し、「世話クラブ」と「カウンセラー」を募り決定する。ロータリアンとの国際交流を深めること。
- ガバナーに地区寄付額目標設定について助言し、決定された地区寄付目標額の達成に努める。
- 米山奨学生として相応しい学生の選考・選定を行う。
- 米山奨学会の情報および奨学生のクラブでの卓話を計画する。
- 地区学友委員会に米山奨学生、米山学友を紹介し協力する。
- クラブに対する危機管理対策並びに危機管理事案が発生した場合の対処を行う。

3.6.9. 地区ロータリー財団委員会

財団に関する豊かな経験と熱意のあるロータリアンから成り、ガバナーと協力して、財団に関する研修や情報伝達、財団プログラムへの参加の奨励などを行う。ガバナーは職権上の委員となる。

本委員会の継続性を保つために、ロータリー財団委員長は3年任期で任命され、各年度のガバナーおよびガバナーエレクトと協力する。また、ガバナーによる指揮の下、委員と協力して財団活動の計画、調整、評価を行う。

地区ロータリー財団委員会の委員は、6つの小委員会の委員長を務める。

小委員会は、補助金に関連する事柄を担当し、各小委員会の委員長は、これまでの財団プログラムへの参加や財団への支援に基づき、また、全小委員会の委員長は地区ロータリー財団委員会の委員となる。任命された委員長の氏名は、ロータリーのウェブサイトから報告する。この報告が行われた場合には、各小委員会の関連情報は委員長に直接送られる。

3.6.9.1. 財団資金推進・大口寄付委員会(旧 財団資金推進委員会)

地区における財団への寄付の推進と、寄付者の表彰・認証を管理する。

資金推進委員会は、地区のニーズに応じて柔軟に構成し、年次基金と恒久基金を担当する小委員会や、特定の責務(募金行事や寄付者認証行事など)を担当する小委員会を追加することもできる。小委員会の人数は、地区の目標や優先事項を考慮して決定すること。

責務

年次基金・恒久基金の日常的寄付と、使途指定寄付・冠名基金寄付による大口寄付を、地区内全ロータリアンに推奨する。

- クラブが寄付目標とその達成に向けた戦略を立てるのを援助する。
- クラブと地区のファンレイジング(寄付推進)活動を計画する。

- 財団のファンドレイジングの取り組みについてクラブに伝え、クラブのモチベーションを高める。
- 地区内の寄付者への感謝行事を企画する。
- DDF（地区財団活動資金）の配分についてガバナーに助言する。
- 年次基金、恒久基金の寄付、使途指定寄付による大口寄付者を地区内全ロータリアンに奨励する。

3.6.9.2. ポリオプラス・ロータリーカード委員会（旧 大口寄付・ポリオプラス委員会）

ポリオ根絶活動の情報をロータリアンや地域社会の人びとに伝え、募金活動を企画する。

ロータリーカードの普及を推進し、カード会社より利用額に対してポリオ根絶活動へ支援金が供与されることをロータリアンに周知する。

本小委員会の構成は、地区内でポリオの発症があるかどうかによって異なる。日本の場合、ポリオ根絶活動と募金活動の推進にそれぞれ重点を置いた小委員会を追加することもできる。

また、ポリオ根絶に関し、本小委員会と同じような機能を果たすクラブの委員会を設置するよう、クラブ会長に奨励する。

責務

- ポリオプラスへの寄付をロータリアン、クラブ、地区に奨励する。また、DDF（地区財団活動資金）をポリオプラスに寄贈するよう地区に勧める。
- 少なくとも年に1度、地区によるポリオ募金活動を企画する。
- 地区のロータリー財団委員長、公共イメージ委員会、ガバナーと協力し、模範となるポリオ根絶活動を実施したクラブや地区を表彰する。
- 地区会合中のロータリー財団研修で、ガバナーや地区ラーニングファシリテーターと協力してポリオ根絶に関する発表または研修を行う。
- ポリオプラス委員会（国別ならびに地域別）、政府機関、その他の団体と連絡を取って、ポリオ根絶活動の調整を図る。
- DDFの配分について地区に助言する。
- ロータリーカードの活用例を提示し、その有用性をクラブに伝えて、活用を奨励する。

3.6.9.3. 財団補助金関係委員会

ロータリー財団補助金[地区補助金(DG:District Grants)とグローバル補助金(GG:Global Grants)]の実施と、ロータリー平和センタープログラムへの参加の管理と推進を担当する。

また、クラブが補助金を利用して教育的、職業的、人道的活動を実施できるよう、3つの委員会をもって支援する。

責務

- ロータリー財団の補助金について熟知し、補助金に関する情報を地区内の会員に提供する。
- 地区補助金とグローバル補助金の「授与と受諾の条件」についてクラブに伝え、指導し、クラブがこれを順守するよう確認する。
- クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。
- 地区ロータリー財団委員長と協力して、補助金資金(DDF:地区財団活動資金、WF:国際財団活動資金)の支払いを管理し、報告書作成のために適切な記録が保存されるようにする。
- 財団資金管理委員会と協力して、資金管理を徹底させる(クラブと地区が提唱する補助金の報告を含む)。

3.6.9.3.1 地区補助金委員会

地区ロータリー財団委員長と協力し、地区補助金に関する情報および補助金資金の支払いに関する地区の方針を立案・実行する。DDF（地区財団活動資金）の配分について助言する。

3.6.9.3.2 グローバル補助金委員会

地区ロータリー財団委員長と協力し、グローバル補助金（人道的奉仕）を成功に導くため、クラブやパートナー地区と協力して、パートナーやリソースを見つける。また、クラブがグローバル補助金の申請をするにあたって、クラブを支援する。

3.6.9.3.3 財団奨学金・平和フェロシップ委員会

地区ロータリー財団委員長と協力し、グローバル補助金奨学金およびロータリー平和フェローについてクラブと地区に情報を提供する。また、奨学生候補者から提出された申請書類を精査し、面接試験を経て合格者を選考する。奨学生候補者およびクラブが財団へ申請するにあたって支援する。また、地区学友委員会と協力する。

3.6.9.4. 財団資金管理委員会

補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供する。地区が補助金を監督するにあたり、この小委員会が重要な役割を担う（特に補助金の金額が大きい場合には、所期の目的に沿って資金が使用されるよう監督することが重要となる）。

責務

- 財務管理計画の作成をはじめ、「地区の覚書（MOU）」の実施を援助する。
- 補助金管理セミナーの実施を支援するなど、クラブの参加資格認定を援助する。
- 補助金小委員会と協力して、資金管理を徹底させ（クラブと地区が提唱する補助金の報告を含む）、モニタリングと評価を行う。
- 補助金に関与するすべての人について、利害の対立（またはその疑い）が生じないように徹底させる。
- 補助金関連活動での資金の悪用や不正を解決する手順を定め、資金の悪用や不正があればロータリー財団に報告し、地元で初期調査を実施する。
- 財務管理計画の年次財務評価を行い、その結果がクラブに通知されるようにする。
本小委員会の中に、例えば、補助金の報告、不正の調査、地元の法的義務、年次財務評価を担当する各小委員会をさらに追加することもできる。

3.6.9.5. 地区ロータリー財団監査委員会（2019-20年度で廃止）

ロータリー財団委員会の業務全般に関し監査をする。

本委員会の監査機能は「外部監査員（税理士・公認会計士）」によって之を行う。

3.6.10. ローターアクト委員会

本委員会は、同人数のロータリアンとローターアクターによって構成され、地区内のローターアクトクラブを支援する。

資格

クラブレベルでローターアクト、ローターアクト学友、およびローターアクト会員に関する経験を有する、リーダーとしての素質を備えた個人を優先すべきである。可能かつ実用的である場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

ガバナーにより任命された地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と、地区内のローターアクトクラブにより選出された地区ローターアクト代表（ローターアクター）が、この委員会の共同委員長を務めるべきである。地区は、委員会のすべての委員およびガバナーエレクトとガバナーノミニエーと相談の上、経験豊富

な委員の知識を活かし、委員会内でリーダーを育成するためリーダーの引継ぎ計画を用いることが強く推奨される。引き継ぎ計画には、次期委員長が重要な手続きや方針を学ぶために前任委員長との重複期間も設けるべきである。

責務

- ローターアクトに関する地区全体の活動を調整する。
- ガバナー補佐や各クラブと定期的に連絡を取りながら、関与を奨励する。
- プログラム参加者を行事に招いてプログラムの体験談を紹介してもらい、奉仕活動で協力し、指導力および専門能力開発の合同研修に出席することにより、ローターアクトを推進する。
- ローターアクトクラブの新規結成を支援する。
- ローターアクトクラブ役員および顧問の研修と支援を行う。
- ローターアクト活動から個人的な金銭的利益を受けることのないよう細心の注意を払いながら、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受ける。
- 地区内のローターアクトクラブのその他の管理運営機能を監督する。

3.7 奉仕活動部門委員会

3.7.1. 職業奉仕委員会

「ロータリーの目的」は、ロータリーの存在目的とロータリアンの責務について記した哲学的な声明である。職業奉仕は、「目的」の第2項を土台としており、この項で、ロータリアンは次のことを奨励し、育むことが求められている。

- ・ 職業上の高い倫理基準
- ・ 役立つ仕事はすべて価値あるものという認識
- ・ 社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする

職業奉仕に意欲と熱意を感じる人にとって、ロータリーほどその実践にふさわしい場はありません。職業奉仕はロータリーの真髄であり、ロータリーをほかの団体と分かつ要素でもある。

責務

- 職業奉仕の実践について、クラブ担当者に向けた研修会の開催、また講演会やクラブでの卓話を通して本委員会はクラブやロータリアンへ啓蒙する。

3.7.2. 社会奉仕委員会

すべてのガバナーは、地区社会奉仕委員会を任命するよう奨励されている。社会奉仕、職業奉仕、青少年奉仕に関連する各種プログラム、活動、リソースを推進し、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブの取り組みを支援する。

資格

さまざまな規模の、地元での持続可能な奉仕活動の計画および実施の経験を有するロータリアンおよびローターアクターを優先すべきである。

責務

- クラブが取り組むべき地区内の新しい傾向、課題、または問題を特定するのを援助する。
- 成果を上げた社会奉仕プロジェクトについて話し、クラブ・プロジェクトの強化に役立つロータリーのプログラムや強調事項に関する情報を提供するために地区内クラブを訪問する。
- クラブ社会奉仕委員長が責務を遂行するのを奨励、援助する。
- 適切であれば、クラブがロータリー地域社会共同隊（RCC）を結成するのを奨励し、プロジェクト開発

案を交換するために地区レベルの RCC 会議を奨励する。

- 他の地区委員会との委員会間交流を密にする。
- アイディアを交換し、プロジェクトを推進するために、地区大会や地区研修・協議会その他の会合と付随して、地区レベルでのクラブ社会奉仕委員長の会合を組織する。
- 情報を分かち合い、クラブの目標設定を援助することを通じて、クラブ社会奉仕プロジェクトとロータリー以外の地元の奉仕団体との間で協力できる分野を探す。
- ガバナー月信または地区のウェブサイト等で広報するために、クラブ社会奉仕委員長に、成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて定期的に報告するよう要請する。さらに、出版物に掲載される可能性もあるので、RI にも報告するよう要請する。
- 地区やゾーンの会合で、優れた社会奉仕プロジェクトを展示する。
- 地区規模の社会奉仕活動を組織する。

3.7.3. 青少年奉仕委員会

本委員会は、青少年奉仕関連の地区プログラムを担当するインターアクト、（ローターアクト）、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、青少年交換の各委員会の委員長などで構成され、地区内の青少年活動を立案、実施、支援し、若者の参加を促すため他の委員会と調整を図る。また、不測の事態を想定し、強固な危機管理体制を構築するために、組織の横断的指導力を発揮する。本委員会に最もふさわしい構成、また他の地区委員会との関係は、ガバナーが検討して決める。地区プログラムに関連する委員会で、インターアクト、（ローターアクト）、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、青少年交換に参加するクラブに具体的な支援と指導を行う。

地区 RYLA プログラム（青少年、大学生、若い社会人がリーダーシップスキルを伸ばすための研修プログラム）を担当する。

責務

- 地区の青少年プログラム（インターアクト、（ローターアクト）、RYLA、青少年交換）と奉仕委員会（社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕）は相互に協力する。
- 各プログラム（インターアクト、（ローターアクト）、RYLA、青少年交換）において奉仕を強調する。
- 若者にさまざまな機会を与えるため、他団体との協力を奨励、促進する。
- 若者が一つのプログラム／活動から次のプログラムへ移行できるよう助け、また、若者がリーダーシップの力を身につけるにつれて新しい責務を任せるよう奨励する。
- 青少年プログラムの元参加者が、継続的にロータリーとの関係を保てるよう支援する。
- すべての参加者にとって安全な活動環境を生み出すことが必要である。「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」を理解しておくこと。

3.7.4. 国際奉仕委員会（過去、一部の役割を別委員会として担っていた年度もあり）

目的

国際奉仕委員会は、リソースを特定し、国際奉仕プロジェクトおよびグローバル補助金に関して助言できる専門家を特定することにより、クラブの国際奉仕プロジェクトを支援し、地区の人道的活動の質を向上させる。

委員のその他の資格

元地区ガバナー、元ロータリー財団地域コーディネーター、元ロータリー財団地域コーディネーター補佐、および国際奉仕プロジェクトの経験を有する会員を優先すべきである。

任務および責務

- プロジェクトの立案と実施に関するリソースと戦略への関心をさらに高め、特定分野に関する地域の

主な専門家を見つけ、あらゆる種類の国際奉仕について直接のネットワークを確立し、奉仕活動を推進することに努め、特に、グローバル補助金委員会との連携を密にし、国外ロータリークラブおよび地区の協力体制の構築を重視する。

- プロジェクトおよび補助金の改善に向けてリソースの特定と促進をするため、地区ロータリー財団委員会、補助金小委員会、社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、学友委員会を含む（ただしこれに限らない）地区全体の他のリーダーと協議し、協力する。
- ローターアクト地区代表、ロータリー行動グループ、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）、グローバル補助金申請の支援に関心を持つその他の専門家とも連携する。
- クラブが国際奉仕活動を円滑に行えるよう支援する。
- 国際奉仕セミナーを開催し、地区内のロータリー海外奉仕活動に関するプレゼンテーション（説明発表）を行う。
- クラブによる国際奉仕活動の紹介や広報を行う。
- 地区内クラブに国外の姉妹地区、姉妹クラブの紹介や提携推進に務める。
- 国際大会 推進業務。（説明会・登録推進）

委員長の任命

地区国際奉仕委員会が効果的に機能するには、委員長のリーダーシップに継続性を持たせ、後任者への十分な引継ぎを行う必要がある。地区ガバナーエレクトは、直前ガバナーおよび地区ガバナーノミニエと相談の上、パストガバナー、元ロータリー財団地域コーディネーター、または元ロータリー財団地域コーディネーター補佐を、再任制限のない3年の任期（再任の場合はこの限りではない）を務めるこの委員会の委員長に任命するよう奨励されている

3.7.5. 学友委員会

この委員会は、ロータリーの募金活動、および奉仕活動を支援するためにロータリーに参加する意義ある機会をクラブや地区が学友に提供できる方法を特定する。

当地区には、国際ロータリー第 2650 地区学友会（通称 ロータリーフェローズ 2650）として、正式に RI の承認を得た、ロータリーのあらゆるプログラムの参加経験者からなる地区学友会が存在する。

学友会の活動に支援・助言・協力をすることが学友委員会の責務であり、学友への協力活動は、地域社会におけるリーダーの育成やロータリー入会の機会の提供、衛星クラブや RCC の設立にもつながることとなる。また、ロータリアンがこれらを理解、実践することにより、ロータリーの公共イメージ、会員増強・拡大にも大きく寄与するものである。

資格

委員については、学友である者、または学友と協力する職業上の経験を有する者を優先すべきである。

以下のプログラムの修了者を「ロータリー学友」という。

インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、新世代交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、ロータリー平和フェローシップ、ロータリー奨学金（グローバル補助金、地区補助金）、職業研修チーム（VTT）のチームメンバーまたはリーダー、米山奨学生（米山学友会）

また、以前のロータリープログラム修了者（国際親善奨学金、大学教員のためのロータリー補助金、研究グループ交換（GSE）のチームメンバーまたはリーダー、ロータリーボランティア）も含まれる。

責務

- ほかの地区委員会、特に会員増強、ローターアクト、財団、米山奨学およびプログラム（インターアクト、RYLA、ロータリー青少年交換など）の委員会と協力して、学友とそのスキル（講演者、プロジェク

トのスキル、会員候補者、ロータリー財団への寄付者およびロータリープログラムへの貢献者など)を特定し、学友における講演、プロジェクト、会員候補、寄付、ロータリープログラムへの貢献などに関する人材を発掘し、こうした個人をクラブおよび地区の活動とつなぐ。

- プログラム間の相互推進活動を指揮し、奉仕の機会の提供を推進する。
- 学友とロータリーとの関係を維持するため、学友と協力する方法に関する認識を高める。相互協力体制を構築する。
- 学友に対し、プログラムの参加者その他のデータを、地区委員長と協力の上で正確に RI に報告するよう奨励し、プログラムの参加者が正確に RI に報告されるよう地区委員長と協力することを奨励する。
- プライバシーおよび青少年保護に関する方針ならびに地元の法律を遵守する。
- 適切であれば、学友関係の行事や学友会を支援、調整する。学友会の活動を支援し、各学友の社会的活動が広く発展するよう協力する。

3.8. 地区プログラム部門委員会

インターアクト委員会、RYLA委員会、青少年交換委員会の共通した責務は、以下の通りです。

3.8.1. インターアクト委員会

12～18歳の青少年が参加するインターアクトクラブの指導と充実させるためにスポンサークラブを通して助言を行う。非スポンサークラブに対しては、インターアクトクラブの設立などのサポートを積極的に行う。

資格

クラブレベルでインターアクト、インターアクトアドバイザー、インターアクト学友、およびインターアクト会員に関する経験を有する、リーダーとしての素質を備えた個人を優先すべきである。地区は、委員会のすべての委員およびガバナーエレクトとガバナーノミニエと相談の上、経験豊富な委員の知識を活かし、委員会内でリーダーを育成するためリーダーの引継ぎ計画を用いることが強く推奨される。引き継ぎ計画には、次期委員長が重要な手続きや方針を学ぶために前任委員長との重複期間も設けるべきである。可能かつ実用的である場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

責務

- インターアクトに関する地区全体の活動を調整する。
- ガバナー補佐や各クラブと定期的に連絡を取りながら、プログラムへの参加を奨励する。
- プログラム参加者を行事に招いてプログラムの体験談を紹介してもらい、インターアクトを推進する。
- インターアクトクラブの新規結成を支援する。
- インターアクトクラブのカウンセラー（顧問）に、青少年の保護を含む研修と支援を行う。
- 地区内のインターアクトクラブのその他の管理運営機能を監督する。
- すべての青少年プログラムへの参加と協力を促し、地区全体で青少年保護を強化するために、他の青少年奉仕地区委員会と連絡を取り合う。

3.8.2. RYLA委員会

ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) は、若いリーダーを育て、ネットワークを築き、アイデアを広げ、行動を起こすよう若者の意欲を高めるためのプログラムである。RYLA委員会は、地区内のロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) の活動を監督、推進、支援する。

資格

ロータリーに関する全般的な知識、ロータリー青少年指導者養成プログラムにおける経験、青少年の指導力

育成に関する強い熱意を有する個人、RYLA 学友、および現在の青少年プログラム参加者を優先すべきである。未成年の参加は、保護者からの事前の承認を得ることを条件とする。

ガバナーは RYLA 委員長の任期の限度を 3 年と定めるよう強く奨励されている。青少年プログラムの運営には専門知識と経験を要するため、地区は、委員会のすべての委員およびガバナーエレクトとガバナーノミーと相談の上、経験豊富な委員の知識を活かし、委員会内でリーダーを育成するためリーダーの引継ぎ計画を用いることが強く推奨される。引き継ぎ計画には、次期委員長が重要な手続きや方針を学ぶために前任委員長との重複期間も設けるべきである。

責務

- ロータリー青少年指導者養成プログラムに関する地区全体の活動を調整する。
- ガバナー補佐や各クラブと定期的に連絡を取りながら、プログラムへの参加を奨励する。
- 会員の参加・関与を奨励してロータリー青少年指導者養成プログラムを推進する。
- RYLA 学友に、RYLA 行事での講演、クラブ例会への出席、ロータリー奉仕活動への参加を奨励する。
- 地元地域社会での協力関係を築き、地域社会のリーダーを講演者、進行役、あるいは研修講師として活用する。
- ロータリーの青少年保護方針を遵守するために、地区全体で RYLA を支援する。
- 若い人びと（インターアクター、ローターアクター、青少年交換学生、RYLA 参加者、そのほかのロータリーの世界的コミュニティの若者たち）をつなぎ合わせる。
- RYLA 元参加者とロータリーとのかかわりを保ち続ける。

3.8.3. 青少年交換委員会

地区ガバナーの監督と管理のもと、国際理解を深める機会として青少年交換を推進する。

資格

委員はロータリーに関する全般的な知識および青少年交換プログラムに対する強い熱意を有する個人を優先する。英語のコミュニケーション能力を有する個人、地区レベルを超えた青少年交換大会への出席ができる個人も優先される。また、プログラムの継続性を確保するために、青少年交換委員会の人員交替を一度に 33 パーセントを超えて行わない。

地区青少年交換委員長の任期の限度を 3 年とする。そして委員会を効果的に機能させるためには、リーダーシップに継続性を持たせる必要があるため、委員長は 3 年以内 1 期のみを任期として任命される。ただし、青少年交換プログラムには特別な専門知識や経験が必要とされるため、後継者に十分な研修を施すのに委員長の任期を延長する必要があるときは、さらにガバナー、ガバナーエレクトおよびガバナーノミーによる書面での同意を条件に任期を延長することが認められる。また十分な理由による委員長の解任には、3 年任期のうち残りの各年度の地区ガバナー（選出されている場合）全員の事前の承認がなければならない。

責務

青少年交換委員会は、青少年交換に関する地区全体の活動を調整し、ガバナー補佐や各クラブと定期的に連絡を取りながら、プログラムへの参加を奨励し、会員の参加・関与を奨励して青少年交換を推進する。また、青少年交換活動から個人的な金銭的利益を受けることないよう細心の注意を払いながら、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受ける。青少年交換の資金はその他の地区資金とは別に管理し、青少年交換の活動のみに使用する。

地区青少年保護役員が任命されていない場合は、委員 1 名が、青少年保護の方針と手続きの管理を担当する。この委員には、青少年保護、社会福祉、法律またはその他の同様の分野に精通している人を選ぶようにする。

具体的な委員会の任務および責務は次のとおりである。

1. ロータリークラブと協力して、以下を行う。

- クラブ青少年交換委員会を研修する。
 - 受入学生と派遣学生への期待事項を定める。
 - クラブの青少年交換活動の充実化を援助するために、ロータリーのリソースに関する情報を提供する。
 - プログラムのあらゆる面において学友を関与させ、青少年交換の学友会「ROTEX」の活動を企画するようクラブに奨励する。
2. 青少年交換プログラムにおける以下のような青少年保護活動の調整を図る。
- ホストファミリー、学生、成人のボランティアを研修する。
 - 委員、ホストファミリー、ロータリアン・カウンセラーとその他の人々（ただしこれらに限らない）を含む成人のボランティア全員を審査する。これには、青少年と活動するボランティアとしての適性を判断するための面接や、ボランティアが青少年ボランティア誓約書へ記入したことの確認、法律上許される場合、警察の犯罪歴記録の確認や照会を含む経歴照会を行うことも含む。
 - 性的虐待あるいはハラスメント（嫌がらせ）を自ら認めた、または有罪を宣告された、あるいはそれに関与したと認められたボランティアを、ロータリーが関係する青少年活動に参加させないようにする。
 - 青少年交換学生のために地区認定条件のすべてを満たす支援体制をつくる。
 - 虐待またはハラスメント申し立てがあった場合に学生を支援するための手続きを、あらかじめ定めておく。これには、申し立てのあった加害者とロータリープログラムに参加する青少年との接触を断つこと、学生を移動させる際の基準を確立すること、臨時宿泊施設を見つけること、支援を提供することなどが含まれる。
3. 派遣に関して以下を行う。
- 海外の地区と関係を築き、学生の受け入れ先を決めるために連絡を取る。
 - クラブが学生を見つけ、面接し、選考するのを助ける。
 - 学生と保護者のためのオリエンテーションを提供する。
 - 学生の渡航やビザの手配をすべて整える（地区に代わって多地区合同グループが行う場合以外）。
 - 学生、保護者、旅行代理店の間で連絡役を務め、交換の旅程を立てる。
 - 海外に滞在中の学生から送られた報告書に目を通し、何か異常が報告された場合には措置を取る。
4. 受け入れに関して以下を行う。
- 交換学生の受け入れるクラブを決める。
 - 地区の受入ロータリークラブと学生の派遣地区との間の連絡役を務める。
 - 学生のために、旅行やビザの手配をすべて整える（地区に代わって多地区合同グループが行う場合以外）。
 - 学生の到着後にオリエンテーションを実施する。
 - ホストファミリーの選定とオリエンテーションの実施においてクラブを援助する。
 - 問題が生じた場合には、学生、カウンセラー、クラブに指導と支援を行う。
5. 危機管理方針を定め、危機管理対策を実行する。
- 早期帰国、虐待またはハラスメントの申し立てなどを含む事態に対する報告手続きと対応策を定め、地区の申し立て報告の指針についてすべての成人のボランティアに説明する。
 - プログラムの必須要件を満たさない学生、成人のボランティア、その他の参加者をプログラムから排除するための指針を設立する。性的虐待あるいは嫌がらせの申し立てを受けたロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、ロータリープログラムに参加する青少年との一切の接触を断たなければならない。
 - 自然災害、社会情勢または政情不安などの緊急事態に対する危機管理手続きを確立する。
 - 緊急事態に備えて、代替りのホストファミリーを見つけておく。

- 受入学生のために必要な保険と、地区プログラムのために必要な一般損害保険の水準を定める。受入地区とともに補償範囲と保険会社を取り決める。保険の加入手続きにおいて派遣学生を助ける。
 - 学生の受入地域外への旅行については、親または法的保護者による許可を義務づける方針を施行する。
6. 記録の保管
- 文書保管方針とセキュリティ対策を立てます。
- 記録を保管するのはクラブにするか、地区にするかを決定する。
 - 地元の法律に沿った記録の保管期間を調べる。
 - 研修記録、ボランティア審査記録、事件報告、ロータリー青少年プログラムへの参加を禁じられた人物に関する書類を保管する。
 - 極秘情報へのセキュリティアクセスを設定する。
7. RI の方針に沿った地区プログラムの指針と学生のための規則を定める。
8. 地区やクラブのウェブサイト、広告やニュースの記事を通じて、青少年交換プログラムを地区全域に推進する。また、成功談、交換に関する興味深いアイディア、学友と関連した有意義な体験などロータリーの出版物や RI ウェブサイトに掲載できそうな記事の提供等の活動を行う。
9. 学生、ホストファミリー、カウンセラー、クラブおよび地区役員を含むプログラム参加者全員の間での効果的なコミュニケーションを維持する。
10. 以下について RI へ報告を行う人を 1 名（通常は地区委員長）任命する。
- 重大な事故、死亡、犯罪、虐待またはハラスメントの申し立てなど、学生にかかわるすべての深刻な事件。報告は 7 2 時間以内に行う。交換が終了する前に早期帰国する学生についても報告する。
 - RI が実施する年次青少年交換調査（プログラム実施状況を報告）。
 - RI から報告を求められている交換学生に関する情報。
11. すべての交換が地区の青少年交換プログラムの構造内で手配されるよう、クラブが海外姉妹クラブ等と行う短期青少年交換についても関与と支援を行う。
12. 地区青少年交換学友会（通称 R O T E X）を設立し、その監督、管理を行う。活動に必要な資金は青少年交換の資金から拠出する。
13. ガバナーの監督と管理のもと、地区認定プロセスを通じて地区内クラブが青少年交換プログラムに参加できるよう管理運営の方針を定め実施することを地区と協力して行う。

4. 地区リーダーシップ・プランの改正

本「地区リーダーシップ・プラン」は地区大会、地区決議会あるいは PETS など全クラブの会長が出席できる会合において、クラブの人数に応じた議決権数*によって決議し、全投票数の過半数をもって改正することができる。ただし、改正には、1 か月前に各クラブに書面または電子メールによって通知を行うことが義務付けられている。この地区リーダーシップ・プランは、標準ロータリークラブ定款、国際ロータリー定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

註釈*：議決権数

各ロータリークラブは少なくとも 1 票を持つ資格があるが、票の数は、1 月 1 日または 7 月 1 日、どちらか少ない方の時点での、RI データベースに基づいた会員リストを用いて決定する。

この期日以降に入会した会員は、クラブが投票権をもつ選挙においてクラブ票数を決定するための会員数としてはカウントされない。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票を有する権利があり、また、端数が 13 名以上で切り上げられる（例えば、会員数 37 名までは 1 票、38～62 名は 2 票、63～87 名は 3 票となる）。2 票以上を有するクラブの票は、すべて同じでなければならない。一つのクラブの票が違う場合、その

票はすべて無効とみなされる。

*2001年10月1日初版の「RI 第2650 地区リーダーシップ・プラン要項」を2016-17年度、並びに2017-18年度にかけて全面改訂。2018-19年度、2019-20年度では、委員会構成を変更した部分を一部改訂。2021-22年度にガバナー補佐の項目を「ロータリー章典」に準拠して修正、委員会呼称もRI指示に変更した。2022-23年度ではガバナー補佐担当クラブ（滋賀県）を変更。2024-25年度に委員会名等変更、各委員長の確認をもって編集。2025-26年度にも、2024-25年度同様見直し編集。